（前のページより続き）

労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（鹿児島労働局最低賃金公示四）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方関係
裁判所
相続、失踪、破産、免責、再生関係　一〇
会社その他　三〇

省　令

○厚生労働省令第百三十三号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十四条の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「第三十六条の二第三号」を「第三十六条の三第二号及び第三号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。